

### 3. 2024年度(令和6年度)事業計画について

#### (1)事業実施方針

2023年の有効求人倍率は1.31倍と、前年から0.03ポイント伸び、雇用環境は新型コロナウイルス禍から回復してはいるものの、社会情勢に目を向けると、ウクライナや中東情勢が先行き不透明である中、資源・穀物価格の上昇が消費者物価に転嫁される状況は依然として変わらず、就労困難者を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

厳しい現況を踏まえ、2024年度においても個別相談を通じて、就労困難者一人ひとりに寄り添った支援を中心として実施してまいります。また、第3次八尾市地域就労支援基本計画(以下、「第3次基本計画」という。)に記載した事業内容を推進していくために、無料職業紹介事業をはじめとする他の事業及び関係機関との連携をより強化し、就労に結び付く具体的施策を実施してまいります。

#### (2)2023年度(令和5年度)事業実績及び事業計画の重点内容に係るふりかえりについて

下記アからウに挙げる2023年度(令和5年度)重点内容について、昨年度に行った具体的施策及び今後の課題は前回の委員会で提示したところですが、実績報告を加味したふりかえりは以下のとおりです。

##### ア 地域就労支援センター、パーソナルサポートセンター及び無料職業紹介所との連携による個別求人開拓

相談等利用件数及び相談者実人数が昨年度より低下している中で、相談実人数及び相談延べ人数ともに、障がい者・ひとり親家庭の親・外国人市民の内訳が増加しています。抱えている就労阻害要因は個々により様々であり、個別求人開拓、とりわけ要件緩和の重要性が増しています。より具体的な要件緩和を実践できるよう、就労阻害要因の具体的状況(障がいの特性・就労時間の制限・コミュニケーションレベル等)を的確に把握し、地域就労支援センター、パーソナルサポートセンター及び無料職業紹介所の間で相互に共有することが阻害要因の解決につながっていくと考えます。

また、要件緩和については、無料職業紹介所や労働支援課による事業所とのコネクションを活用し、面接会の機会に積極的な要件緩和を実践していくことも重要であります。

##### イ 地域就労支援事業に係る情報発信の強化

相談等利用件数及び相談者実人数が昨年度より低下しており、特に中央地域就労支援センターでの落ち込みが顕著であります。就職困難者の取りこぼしがないようにハローワーク施設(八尾市職業相談室)との連携を進めてきましたが、全国的に求職者数が減少している傾向があり、その影響を受ける形となりました。

中央地域就労支援センターへの利用者数を増加に転じるためには、ハローワークと一体となった周知・広報が必要であります。

今年度、八尾市ワークサポートセンターの周知リーフレットを一新し、ハローワーク施設やイベントで利用者への周知を図るとともに、八尾市関連施設においても周知を図ってまいります。なお、リーフレットを用いた周知については、配架のみではなく、相互の窓口において窓口利用者へ直接、周知する方法を用いて、着実に利用者を積み上げることが有効であると考えます。

また、昨年度より開始した SNS による周知も進めていく必要がありますが、面接会等での広報による経験を踏まえると、情報量に着目するだけでなく、「見やすさ」及び「わかりやすさ」を追求して、真に情報を必要とする就労困難者に情報が行き届き、かつ、理解してもらえるような広報を実施してまいります。

#### ウ 地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンターによるアウトリーチ支援の充実

相談等利用件数及び相談者実人数が昨年度より低下していることを考慮すると、就労支援サービスを就労困難者に着実に届けていくためには、関係機関からの情報提供をきっかけとした働きかけだけでなく、今年度は能動的に就労困難者のもとに赴いていく必要があります。

特に、これまで地域就労支援センターが設置されていなかった地域に赴き、労働支援課が地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンターと連携して、アウトリーチ支援を行っていくことが重要です。

また、八尾市内には出張所（コミュニティセンター）及び人権コミュニティセンターが12か所設置されており、出張所職員、自治振興委員及び出張所を利用される市民の皆様は、当該地域の実情に精通されており、出張所との連携を深めていくことがアウトリーチ支援の充実、ひいては地域就労支援事業の浸透に繋がっていくと考えます。

今年度は、出張所（コミュニティセンター）との連携を強化し、相談会、面接会及びセミナーを出張所（コミュニティセンター）にて実施してまいります。

## 4. 2024年度（令和6年度）事業計画の重点内容について

昨年度の実績報告を加味したふりかえりを踏まえ、今年度の重点内容を下記のとおりとします。

### (1) 地域就労支援センター、パーソナルサポートセンター及び無料職業紹介所との連携の充実

各機関との連携を今年度も継続してより緊密に行っていくことで、就労困難者一人ひとりに合わせた就労支援（個別相談、求人情報提供、求人要件緩和の働きかけ、就労体験業務等）を充実させてまいります。

### (2) SNS を利用した地域就労支援事業に係る情報発信の強化

昨年度に行った SNS（フェイスブック）を利用した周知を継続するとともに、情報量だけでなく、分かりやすさも充実させ、より多くの市民の皆様に地域就労支援事業を知っていただけるよう周知を図ってまいります。

（3）出張所（コミュニティセンター）と連携した出張相談会、出張面接会及び出張セミナーによるアウトリーチ支援の充実

出張所（コミュニティセンター）との連携を強化し、これまで地域就労支援センターが設置されていなかった地域の出張所（コミュニティセンター）に赴き、相談会、面接会及びセミナーを行うことで、地域就労支援事業の更なる周知及びアウトリーチ支援の充実に努めてまいります。